

参考資料 2

監査役協議会規則（サンプル）

（本規定の目的）

第1条

株式会社〇〇〇〇の監査役全員は、本規則第3条の目的のために、監査役協議会を設置することに同意し、その運営のために本規則を定める。

（組織）

第2条

1. 監査役協議会は、全ての監査役で組織する。
2. 監査役協議会は、監査役協議会の議長を置く。
3. 監査役協議会は、第8条第3号に定める特別取締役による取締役会に出席する監査役及び第9条に掲げる事項を行う監査役（以下、本規則において「特定監査役」という。）を置くことができる。

（監査役協議会の目的）

第3条

1. 監査役協議会は、各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するための任意の機関として設ける。
2. 監査役協議会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は本規定の定めるところに従い決議をすることができる。但し、監査役協議会は、会社法上の法定機関ではなく、いかなる場合といえども、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（開催）

第4条

監査役協議会は、定期に開催する。ただし、必要あるときは随時開催することができる。

（招集権者）

第5条

1. 監査役協議会は、議長が招集し運営する。
2. 各監査役は、議長に対し監査役協議会を招集するよう請求することができる。
3. 前項の請求にもかかわらず、議長が監査役協議会を招集しない場合は、その請求をした監査役は、自らこれを招集し運営することができる。

(招集手続)

第6条

1. 監査役協議会を招集するには、監査役協議会の日の1週間前までに、各監査役に対してその通知を発する。
2. 監査役協議会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法および効果)

第7条

1. 監査役協議会の決議は、監査役の過半数をもって行う。
2. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。
3. 本規定に基づく監査役協議会の決議は、会社法に基づく「監査役の過半数の同意」として取扱う。

(監査役協議会の決議事項)

第8条

監査役協議会は、以下の事項を決議する。

- 一 監査役協議会の議長の選定又は解職
- 二 常勤の監査役の選定又は解職
- 三 特別取締役による取締役会に出席する監査役の決定
- 四 特定監査役の選定
- 五 監査役監査基準の策定
- 六 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査職務の分担等に関する事項
- 七 監査費用の予算、監査役が行う職務の執行に関する事項など監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項
- 八 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 九 会計監査人を再任することの適否の決定
- 十 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容の決定
- 十一 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定
- 十二 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
- 十三 第11条第1項第1号に定める手続に従い会計監査人を解任した場合に同条第3項による説明を行う監査役の選定
- 十四 監査役（補欠監査役を含む。次号において同じ。）の選任を株主総会の目的とすることの請求の決定
- 十五 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求の決定
- 十六 その他監査役の職務の執行に関し、監査役協議会が必要と認めた事項

(特定監査役)

第9条

1. 監査役協議会は、その決議によって次に掲げる職務を行う特定監査役を定めることができる。
 - 一 各監査役が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領し、それらを他の監査役に対し送付すること
 - 二 事業報告及びその附属明細書に関する監査役監査報告の内容を、その通知を受ける者として定められた取締役（以下、特定取締役という）に対し通知すること
 - 三 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意すること
 - 四 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の監査役に対し通知すること（本号、五号および六号において、任意監査人からの監査証明等についても同様に取り扱う）
 - 五 特定取締役及び会計監査人との間で、前号の通知を受けるべき日について合意すること
 - 六 計算関係書類に関する監査役監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知すること
 - 七 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意すること
2. 常勤の監査役を定めているときは、常勤の監査役を特定監査役とする。常勤の監査役が2名以上ある場合には、その中から監査役協議会の決議によって選定する。

(監査役の過半数の同意事項)

第10条

- 監査役の過半数の同意を要する下記の事項については、監査役協議会の決議によって行う。
- 一 取締役が監査役（補欠監査役を含む。）の選任に関する議案を株主総会に提出すること
 - 二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等

(監査役の全員の同意事項)

第11条

1. 監査役の全員の同意を要する下記の事項については、監査役協議会における協議を経て行うことができる。
 - 一 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任すること
 - 二 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること
 - 三 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
 - 四 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出すること

- 五 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
 - 六 株主代表訴訟において会社が被告である取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の側へ補助参加すること
 - 七 取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が和解をすること
2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。
3. 本条第1項第1号に掲げる解任を行う場合においては、監査役協議会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告しなければならない。

(監査役の権限行使に関する協議)

第12条

監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役協議会において協議をすることができる。

- 一 株主より株主総会前に通知された監査役に対する質問についての説明
- 二 取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求等
- 三 株主総会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果
- 四 取締役による会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求
- 五 監査役の選任、解任、辞任及び報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。）に関する株主総会での意見陳述
- 六 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査役の意見表明
- 七 会社と取締役間の訴訟に関する事項
- 八 その他訴訟提起等に関する事項

(監査役協議会に対する報告)

第13条

- 1. 監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役協議会に定期かつ随時に報告するとともに、監査役協議会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。
- 2. 会計監査人（任意監査人を含む。以下本条において同じ。）、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役協議会に報告しなければならない。
- 3. 監査役協議会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。

4. 前3項に関して、監査役、会計監査人、取締役又は内部監査部門等の使用人その他の者が監査役の全員に対して監査役協議会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役協議会へ報告することを要しない。

(監査報告の作成)

第14条

1. 各監査役は、監査役監査報告を作成し、監査役協議会に提出する。
2. 監査役は、監査役協議会において、各監査役の監査意見および監査報告の内容について説明を受け、相互に意見交換する。
3. 前2項の規定は、会社が臨時計算書類又は連結計算書類を作成する場合には、これを準用する。
4. 株主に提供する監査役監査報告は各監査役の監査報告とする。但し、各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く）が同一であるときは、監査役協議会における全員一致の合意により、各監査役の監査報告を一つに纏めた監査役連名による監査報告を作成のうえ、株主に提供することができる。

(議事録)

第15条

1. 監査役協議会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印（電子署名を含む）する。
 - 一 開催の日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役又は会計監査人が監査役協議会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
 - 二 議事の経過の要領及びその結果
 - 三 次に掲げる事項につき監査役協議会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告
 - ロ 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
 - 四 監査役協議会に出席した取締役又は会計監査人の氏名又は名称
 - 五 監査役協議会の議長の氏名
2. 第13条第4項の規定により監査役協議会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。
 - 一 監査役協議会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 二 監査役協議会への報告を要しないものとされた日
 - 三 議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名
3. 会社は、前2項の議事録を10年間本店に備え置く。

(監査役監査基準等)

第 16 条

監査役の監査に関する事項については、法令又は定款若しくは本監査役協議会規則に定める事項のほか、監査役協議会において定める「監査役監査基準」による。

(本規則の改廃)

第 17 条

本規則の改廃は監査役協議会が行う。

(附則)

本規則は、〇〇〇〇年〇月〇日より実施する。

添付参考資料 I

- (会社法において『監査役会の権限』として定められている事項のうち)
『監査役協議会において監査役の協議により決定することが適切と考えられる事項』
- (1) 会計監査人の解任権 (会社法 340 条 1 項、4 項)
 - (2) 会計監査人の解任を株主総会に報告する監査役の選定 (会社法 340 条 3 項、4 項)
 - (3) 監査役の選任に関する議案の同意 (会社法 343 条 1 項、3 項)
 - (4) 監査役の選任の議題の提案権及び議案の提出請求権 (会社法 343 条 2 項、3 項)
 - (5) 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の決定 (会社法 344 条)
 - (6) 一時会計監査人の選任 (会社法 346 条 4 項、6 項)
 - (7) 取締役から報告を受ける権限 (会社法 357 条 1 項、2 項)
 - (8) 監査の方針、会社の業務・財産状況の調査方法、その他の監査役の職務執行に関する事項の決定。ただし、個々の監査役の権限行使を妨げることはできない (会社法 390 条 2 項 3 号)。
 - (9) 監査役から職務執行の状況の報告を受ける権限 (会社法 390 条 4 項)
 - (10) 会計監査人から報告を受ける権限 (会社法 397 条 1 項、3 項)
 - (11) 会計監査人の報酬等に対する同意 (会社法 399 条 1 項、2 項)

添付参考資料 II

会社法上の個々の監査役の権限義務

- (1) 一般的な監査権限
 - ① 取締役の職務の執行の監査 (会社法 381 条 1 項)
 - ② 計算書類等の監査 (会社法 436 条 1 項、2 項)
 - ③ 臨時計算書類の監査 (会社法 441 条)
 - ④ 連結計算書類の監査 (会社法 444 条)
- (2) 調査に関する権限
 - ① 事業報告請求権、業務・財産状況調査権 (会社法 381 条 2 項)
 - ② 子会社に対する事業報告請求権、業務・財産状況調査権 (会社法 381 条 3 項)
 - ③ 会計監査人に対する報告請求権 (会社法 397 条 2 項)
- (3) 株主総会・取締役会等と関連する権限
 - ① 株主総会への説明義務 (会社法 314 条)
 - ② 会社に対する取締役の責任の一部免除に関する議案の同意 (会社法 425 条 3 項、426 条 2 項、427 条 3 項)
 - ③ 会社が取締役を補助するための訴訟参加に関する同意 (会社法 849 条 3 項)
 - ④ 取締役会への報告義務 (会社法 382 条)
 - ⑤ 取締役会及び特別取締役による取締役会の出席義務及び意見陳述義務 (会社法 383 条 1 項)
 - ⑥ 取締役会の招集請求権及び招集権 (会社法 383 条 2 項、3 項)

⑦ 株主総会提出議案及び書類の調査報告義務（会社法 384 条）

(4) 監査役の地位に関する権限

① 監査役の任免に関する意見陳述権（会社法 345 条 1 項、4 項）

② 監査役の辞任に関する意見陳述権（会社法 345 条 2 項、4 項）

③ 各監査役の報酬等についての協議（会社法 387 条 2 項）

④ 報酬等に関する意見陳述権（会社法 387 条 3 項）

⑤ 監査費用請求権（会社法 388 条）

(5) 監督是正措置に関する権限

① 取締役の違法行為差止請求権（会社法 385 条 1 項）

② 各種の訴提起権及び手続申立権（会社法 510 条、511 条 1 項、522 条 1 項、828 条、831 条）

③ 不提訴理由の通知義務（会社法 847 条 4 項）

(6) その他の権限

① 設立手続の調査権（会社法 46 条 1 項）

② 取締役・会社間の訴訟代表権（会社法 386 条）

以 上